

インターネットサイト・セキュリティ診断サービス

乙は、注文書記載のインターネットサイト・セキュリティ診断サービス（以下、「本サービス」という）を以下のとおり、甲に提供します。

1. 乙は、以下のコンピューター・プログラム（以下「診断ソフト」という）を使用し、甲のインターネットシステム（以下「本件システム」という）を構成するファイアーウォールまたはインターネットサーバー等について、乙所定の手順でセキュリティ検査を実施し、当該検査報告書（以下「成果物」という）を甲に納入します。
 - ① Nessus
 - ② 甲が使用権を有する乙推奨のコンピューター・プログラム
2. 甲が「成果物」にもとづく「本件システム」の不具合箇所への対策提案を乙に依頼する場合、別途有償とします。ただし、「本件システム」を構成する機械装置等に不具合箇所への対策が提案できない機械装置等がある場合、乙は甲に通知し、当該機械装置を本項の対象から除外するものとします。
3. 第1項の検査結果は「診断ソフト」が有する性能に依存するものとし、乙は当該検査結果および当該検査結果にもとづく前項の対策提案の結果に責任を負わないものとします。
4. 甲は、第1項のセキュリティ検査中に次の事態が生じる可能性があることを予め承諾します。
 - (1) 「本件システム」のレスポンス低下
 - (2) 「本件システム」を構成するサーバー等の構成機械装置の停止
5. 乙が「本サービス」を開始するまでに、甲が「本件システム」を使用して甲が作成したコンピューター・プログラムおよびデータ保護のため、適切な防御措置を甲の費用と責任において実施することを、乙は推奨します。
6. 「本サービス」実施により、第4項各号に記載する事態が生じ、甲が作成したコンピューター・プログラムおよびデータが滅失、毀損その他再現不可能な状態になったといえども、乙はその責を負わないものとします。
7. 乙が「成果物」を納入したとき、甲はすみやかに内容を確認し、受領証等を乙に交付するものとします。
8. 前項にもとづく受領証等の交付により、「本サービス」は完了するものとします。
9. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、「本サービス」の対価（以下「マルチベンダーサービス料金」という）を乙に支払うものとします。
10. 「成果物」に誤植、落丁、棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合、乙は、「成果物」の納入から3ヵ月間は無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。
11. 甲は、「本件システム」を使用して甲が作成したコンピューター・プログラムおよびデータ保護のため、適切な防御措置を甲の費用と責任において常時実施するものとします。
12. 「本サービス」完了後、甲が「本件システム」の構成または設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
13. 「本サービス」完了以降に発見されたセキュリティーホール等のコンピューター・プログラムの不具合への対応は「本サービス」に含まないものとします。
14. 乙は、「成果物」の内容を厳に機密として管理し、いかなる第三者に対しても開示・漏洩されないよう適切な措置を講じるものとします。
15. 乙が甲の事前の承諾を得て、本契約の全部または一部を第三者に委託する場合、乙は、当該第三者に対し乙と同じ義務を課すものとします。
16. 「本サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した「マルチベンダーサービス料金」を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
17. 甲は、「成果物」を甲の業務に使用する目的以外で、「成果物」に盛り込まれた乙固有のアイデア、コンセプト、ノウハウを乙の事前の書面による承諾なしに利用または開示・漏洩しないものとします。
18. 第3項、第10項乃至第18項の定めは、「本サービス」完了後も有効に存続するものとします。ただし、第14項および第15項の定めは、「本サービス」完了後3年間有効に存続するものとします。

以上